

武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年6月武蔵野市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>武蔵野市長の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>字句の削除</p>
<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者（<u>武蔵野市長の選挙の場合に限る。</u>）は、第8条に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める</p>	<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める</p>	<p>字句の削除</p>

<p>枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	
---	--	--

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される武蔵野市議会議員の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された武蔵野市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。